学習課題　　【著作権の保護期間を考える】ワークシート

1. 1条理解

　この法律は，著作物並びに実演，レコード，放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め，これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ，著作者等の権利の保護を図り，もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

2.著作権の保護期間の変更にともなったエピソード

2018年12月30日，「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」が我が国において効力が生じ，原則的保護期間がそれまでの50年から70年になった。

|  |
| --- |
| 従来であると…例えば，　三島由紀夫さんの作品については，亡くなったのが1970年11月25日なので，その翌年の1971年1月1日から起算し，その50年後の2020年12月31日までが著作権の保護期間となる。「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」・保護期間は延長されて，著作者の死後70年に。・施行日は，2018年12月30日。藤田嗣治（ふじた つぐはる）さん，フランスに帰化したのちの名前は，レオナールフジタさん。パリで有名な画家であり，81才で亡くなるまで日本とフランスだけでなく，世界を旅しながら活躍し，新しい表現に挑戦されました。実は，この藤田嗣治さんの作品の著作権満了日は，前の著作権法に基づいて2018年12月31日でした。しかし，前述のTPP施行日の効力により，著作権の保護期間が，70年間に変更となり，2038年12月31日までとなりました。つまり，たった1日の問題で藤田嗣治さんの作品の保護期間は延びてしまったのです。 |

3.今後の著作権の保護期間

例えば，

漫画家で有名な手塚治虫さんの著作物は…

1989年に亡くなられた　　→ 1990年1月1日から起算

　70年後　2059年12月31日まで保護される

4.まとめ

|  |
| --- |
| ポイント1)著作権の保護期間 著作者が著作物を創作した時点から著作者の死後70年まで。 例外的保護期間を合わせると下のようになる。　実名（周知の変名を含む）の著作物　…　　死後70年　無名・変名の著作物　　　　　　　　…　公表後70年　（死後70年経過が明らかであれば，そのときまで）　団体名義の著作物　　　　　　　　　…公表後70年　（創作後70年以内に公表されなければ，創作後70年）　映画の著作物　　　　　　　　　　　…　公表後70年　（創作後70年以内に公表されなければ，創作後70年ポイント2)著作隣接権の保護期間　実演 　　　　　　… 実演が行われた時から70年　レコード　　　　　… レコードの発行（発売）が行われた時から70年 ※　放送または有線放送… 放送または有線放送が行われた時から50年---------１)著作権って何のため？自分の考えや気持ちを作品として表現したものを「著作物」，著作物を創作した人を「著作者」，著作者に対して法律によって与えられる権利のことを「著作権」という。著作権制度は，著作者の努力に報いることで，文化が発展することを目的としている。２)著作物にはどんなもの？著作物…「自分の考えや気持ちを他人のまねでなく自分で工夫して，言葉や文字，形や色，音楽というかたちで表現したもの」３)著作権はどんな権利なの？著作者人格権(公表権/氏名表示権/同一性保持権)著作権（財産権）…複製権,上演権,演奏権,上映権,公衆送信権,口述権,展示権,頒布権,譲渡権,貸与権,翻訳権・翻案権,二次的著作物の利用権など 参照：みんなの著作権教室, http://kids.cric.or.jp/intro/01.html,閲覧日2020.3.30 |